

ID: 26

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	完成検査済証の再交付		
法令名 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条第4項		
法令番号	昭和34年政令第306号		
【根拠条文】 (完成検査の手続) 第8条 4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日